

(参考)

財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 本部(東京都港区赤坂一丁目四番十号)
- (2) 東京検査所(東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号)
- (3) 名古屋検査所(愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地)
- (4) 大阪検査所(大阪府東大阪市東鴻池町一丁目六番三十四号)

○経済産業省告示第六十三号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱(平成十四年経済産業省告示第二百九十号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月一日

経済産業大臣 中川 昭一

第二十四条第二項を次のように改める。
2 前項の手数料の納付の方法は、国際寄託当局の長が定めるものとする。

第二十四条第三項を削り、第四項を第三項とする。

○経済産業省告示第六十四号

特許微生物寄託等事業実施要綱(平成十四年経済産業省告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月一日

経済産業大臣 中川 昭一

第二十二条第二項を次のように改める。
2 前項の手数料の納付の方法は、指定機関の長が定めるものとする。
第二十二条第三項を削り、第四項を第三項とする。

○経済産業省告示第六十五号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱の一部を改正する件(平成十六年経済産業省告示第六十三号)及び特許微生物寄託等事業実施要綱の一部を改正する件(平成十六年経済産業省告示第六十四号)の施行に伴い、印紙をもつて納付する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第一條ただし書の規定に基づき、印紙をもつて納付することができる手数料を定める件(平成十四年経済産業省告示第二百九十二号)は、平成十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成十六年三月一日

経済産業大臣 中川 昭一

○国土交通省告示第七十四号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十三条第二項の規定に基づき、次のように都市公園を設置すべき区域を定めたので、告示する。
平成十六年三月一日

国土交通大臣 石原 伸晃

名称 国営東京臨海広域防災公園
位置 東京都江東区有明二丁目の一部、有明三丁目の一部
区域 別紙図面のとおり(略)

(国土交通省関東地方整備局に閲覧所を設け、平成十六年三月一日から二週間公衆の閲覧に供する。)

○国土交通省告示第七十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十八条第一項の規定によりコザ広域都市計画事業中の町A地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十六年三月一日

国土交通大臣 石原 伸晃

一 市街地再開発事業の種類及び名称
コザ広域都市計画事業中の町A地区第一種市街地再開発事業
二 事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成十八年度末まで
三 施行地区
沖縄県沖縄市上地二丁目及び胡屋二丁目の各一部
四 施行者の名称
地域振興整備公団
五 事務所の所在地
沖縄県那覇市おもろまち一丁目三番三十一号
六 施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成十六年三月一日
七 権利交換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成十六年三月三十一日

○国土交通省告示第七十六号

測量に関する専門の養成施設指定規則(平成十三年国土交通省告示第七百六十六号)は、廃止する。
平成十六年三月一日

国土交通大臣 石原 伸晃

○国土交通省告示第七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二十七条第二号(同法第二十八條第二項(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。))及び同項において準用する場合を含む。の規定に基づき、品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的基準を定める件(平成十二年建設省告示第十六百五十七号)の一部を次のように改正する。
平成十六年三月一日

国土交通大臣 石原 伸晃

第二項第一号中、日本工業規格Z九〇〇二を「日本工業規格Q九〇〇一」に改める。
○国土交通省告示第七十八号

船員法(昭和二十二年法律第百号)第百四条第一項の規定に基づき、昭和二十八年運輸省告示第三百九十六号(船員法第百四条第一項の規定による市町村長指定)の一部を次のように改正し、平成十六年三月一日から適用する。
平成十六年三月一日

国土交通大臣 石原 伸晃

新潟県の項中、佐渡郡小水町長 小木及び同相川町長 相川を削り、両津市長 両津を、佐渡市長 佐渡に改める。
長崎県の項中、上県郡上対馬町長 上対馬、杵嶋郡芦辺町長 芦辺、同郷ノ浦町長 郷ノ浦、同石田町長 石田、同勝本町長 勝本、及び、下県郡厳原町長 厳原を削り、同豊玉町長 豊玉を、杵嶋市長 杵嶋に、同美津島町長 美津島を、対馬市長 対馬に改める。
○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一十号)第八條第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程(昭和二十八年運輸省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月一日

気象庁長官 北出 武夫

別表第二上中下越の項及び佐渡の項中、両津市及び佐渡郡を、佐渡市に改める。
別表第二石川県能登の項及び石川県加賀の項中、「河北郡」を、「かほく市」に改める。
別表第二長崎県西方の項及び香岐・対馬の項中、「上県郡、下県郡及び香岐郡」を、「対馬市及び香岐市」に改める。

別表第四新潟県の項中(新潟地域の区域を除く。))を削り、北蒲原郡(安田町、京ヶ瀬村、水原町及び笹神村に限る。))を、「阿賀野市」に改める。

別表第四千葉県の項中、「野田市」の下に、「習志野市」を、「流山市」の下に、「八千代市」を加え、習志野市、市原市及び八千代市を、「及び市原市」に改める。

別表第四長野県の項中、「佐久市」の下に、「東御市」を加える。

別表第四静岡県の項中、「伊東市」の下に、「伊豆市」を、「湖西市」の下に、「御前崎市」を加える。

別表第四岐阜県の項中、「益田郡」を、「下呂市」に改める。

別表第四京都府の項中、「与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡」を、「京丹後市及び与謝郡」に改める。

別表第四兵庫県の項中、「養父郡」を、「養父市」に改め、豊岡測候所を削る。

別表第四広島県の項中、「双三郡」を削る。

別表第四愛媛県の項中、「川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡」を、「東予市、四国中央市、喜多郡、西予市及び東宇和郡」を、「西予市、喜多郡及び西宇和郡」に改める。

別表第四熊本県の項中、「牛深市」の下に、「上天草市」を加える。

別表第四長崎県の項中、「上県郡」を、「対馬市峰町、上県町及び上対馬町に限る。))」に、「下県郡」を、「対馬市(上対馬の区域を除く。))」に改め、「(若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町に限る。))」を削り、「福江市及び南松浦郡(上五島の区域を除く。))」を、「五島市」に改める。

附則
1 この告示は、平成十六年四月一日(次項において「施行日」という。))から施行する。ただし、別表第二の改正規定、別表第四岐阜県の項の改正規定及び同表長崎県の項中、「上県郡」を、「対馬市(峰町、上県町及び上対馬町に限る。))」に、「下県郡」を、「対馬市(上対馬の区域を除く。))」に改める改正規定は公布の日から、同表熊本県の項の改正規定は平成十六年三月三十一日から、同表長崎県の項中(若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町に限る。))を削り、「福江市及び南松浦郡(上五島の区域を除く。))」を、「五島市」に改める改正規定は平成十六年八月一日から施行する。

2 この告示(別表第四千葉県の項の改正規定及び同表静岡県の項中、「湖西市」の下に、「御前崎市」を加える改正規定に限る。))による改正後の規定は、施行日の十三時以降に行う予報及び警報については適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。